

「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、六ヶ所村風力開発株式会社が、青森県上北郡横浜町及び六ヶ所村において、現在自社で稼働中の「六ヶ所村風力発電所」（総出力32,850kW、定格出力1,500kWの風力発電設備22基）について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力4,200kWの風力発電設備10基に建て替える（以下「リブレース」という。）事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業については、既設の風力発電設備及び附帯設備の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用することにより、改変面積を最小化することとしている。加えて、風力発電設備の基数を減らし、周辺の住居から隔離した配置とすることにより、風力発電設備による騒音の影響が現在稼働中の事業と比べて減少する予測となっており、リブレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要である地域に位置している。

また、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果は、事業者が参考とした指針値を複数の地点において超過している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、対象事業実施区域の周辺には、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡来地となっていること等から「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成28年4月環境省）に選定されている小川原湖湖沼群が存在しており、対象事業実施区域及びその周辺では、オオハクチョウ等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（1）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、

環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるものも合わせて100基以上の風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要である地域である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの指針値を複数地点において超過している。特に、気象条件を考慮しない場合、風車の影がかかる時間が年間 30 時間を超える住居の戸数が 10 戸増加する予測となっている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指

定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡来地となっていること等から、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されている小川原湖湖沼群が存在しており、対象事業実施区域及びその周辺では、オオハクチョウ等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、本事業の実施により、鳥類に対して移動経路の阻害、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力を行うこと。